平成２４年（フ）第２２５１号
福岡市早良区野芥１丁目24番14号
債務者　小柳　幸弘
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２５４号
福岡市博多区博多駅東１丁目５番10―502号
債務者　田代　善一
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２６２号
福岡市東区名島３丁目32番８号
債務者　元山　絵美
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２７３号
福岡県筑紫郡那珂川町中原２丁目30番地アビタナカガワ303号
債務者　井上　喜豊
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２７４号
福岡県筑紫郡那珂川町中原２丁目30番地アビタナカガワ303号
債務者　井上　正子
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２７６号
福岡県大野城市中２丁目９番５号101号
債務者　岡田　義勝
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２７８号
福岡市城南区南片江１丁目15番２―101号
債務者　平井　　瑠
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２９６号
福岡市南区三宅３丁目１番５―402号
債務者　松本　貴子
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３１６号
福岡市博多区諸岡４丁目19番20―102号
債務者　田中　聡志
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３２４号
福岡市南区大楠２丁目５番30号
債務者　福田　一仁
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３５１号
福岡市東区美和台５丁目13番１号
債務者　濱野　星華
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３５５号
福岡市城南区友泉亭２番26―303号
債務者　横尾　和宏
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３５６号
福岡県筑紫野市むさしヶ丘１丁目13番13号
西田方
債務者　山本美穂子
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３６９号
福岡市城南区樋井川２丁目18番31号
債務者　田中フジヱ
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３８８号
福岡県糸島市高田５丁目１番６―315号
債務者　毛利　悦子
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３９５号
福岡県古賀市谷山575番地１
債務者　松尾　好美
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５１９号
大分市明野西１丁目１番１―393号
債務者　市原　和行
1　決定年月日時　平成25年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２０６５号
福岡県糟屋郡志免町志免中央４丁目７番10―201号
債務者　原田由美子
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部